

県民とともに進める森林づくり

森林環境保全税

鳥取県では平成17年度から「森林環境保全税」を導入しており、引き続き第3期目(平成25~29年度)となる制度がスタートします。

○趣旨: 森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備及び森林を守り育てる意識の醸成

○税額: [個人]年間500円、[法人]資本金に応じて年間1,000~40,000円

○税収額: 約170,000千円/年

税収の主な用途



強度間伐実施による下層植生の回復



森林体験企画等の支援



放置竹林の整備

とっとり共生の森

県、地元市町村等が連携して森林所有者と企業との架け橋となり、企業等の森林保全に関する活動や事業を支援しています。平成18年度から県内外の16企業・団体が県内18箇所の森林保全・管理協定を締結し、森林保全活動を実施しました。



苗木の植栽



下草刈り

J-VER

県有林での間伐などにより認証取得したJ-VERを企業に販売し、その資金を県有林の森林整備に活用する「県有林J-VERプロジェクト」を推進しています。また、同様の取組は県内各地に広がっています。

※J-VER制度は、カーボン・オフセットの普及のため、国内の森林整備によって生じた森林吸収量等を認証する制度として環境省が平成20(2008)年11月に創設

※カーボン・オフセットとは、他者が行う温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、自己の温室効果ガスの排出を埋め合わせること



県有林J-VERを活用したカーボン・オフセットの取組事例

森林セラピー、森のようちえん

心身の健康維持・増進を目指す「森林セラピー」や、自然の中で保育を行う「森のようちえん」など、森林の癒し効果の活用を推進するとともに、とっとり発の取り組みとして全国に発信しています。



森林セラピー



森のようちえん

